

新法人の目標・評価の仕組みについて

論点

- 新しい法人制度において、新法人が自律的かつ効率的な経営を実現しつつ、国が担うべき政策医療等を確実に実施するため、どのような方向性で、国の関与の在り方を含む制度設計を行うべきか。

基本的な考え方（案）

新しい法人制度の目標・評価の在り方については、

- 法人の機能をより効果的に発揮するため、現行の独立行政法人制度の枠組みにとらわれず、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重すべきではないか。
- 国が担うべき政策医療等を確実に実施するという観点から、国が医療の特性を踏まえつつ直接評価を行い、必要な改善を促せる仕組みとすべきではないか。

〈参考1〉独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)(抄)

【労働者健康福祉機構、国立病院機構共通】

- 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。
- 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。

〈参考2〉現行の国立病院機構の中期目標の記載事項

前文

第1 中期目標の期間

第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1 診療事業

- (1) 患者の目線に立った医療の提供
- (2) 安心・安全な医療の提供
- (3) 質の高い医療の提供
- (4) 個別病院に期待される機能の発揮等

2 臨床研究事業

3 教育研修事業

4 総合的事項

- (1) 個別病院ごとの総合的な検証、改善等
- (2) エイズへの取組推進

第3 業務運営の効率化に関する事項

- 1 効率的な業務運営体制の確立
- 2 業務運営の見直しや効率化による収支改善
 - (1) 経営力と経営意識の向上
 - (2) 業務運営コストの節減等
 - (3) 医療資源の有効活用
 - (4) 収入の確保

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営の改善
- 2 固定負債割合の改善

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 人事に関する計画
- 2 広報に関する事項
- 3 中期計画における数値目標

〈参考3〉 現行の労働者健康福祉機構の中期目標の記載事項

前文

第1 中期目標の期間

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

I すべての業務に共通して取り組むべき事項

II 各業務において取り組むべき事項

1 労災疾病等に係る研究開発の推進等

- (1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施
- (2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

2 勤労者医療の中核的役割の推進

- (1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等
- (2) 勤労者に対する過労死予防等の推進
- (3) 産業医等の育成支援体制の充実
- (4) 勤労者医療の地域支援の推進
- (5) 行政機関等への貢献

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

- (1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営
- (2) 労災リハビリテーション作業所の運営

4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

- (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施
- (2) 産業保健に係る助成金の支給業務

5 未払賃金の立替払業務の着実な実施

- (1) 立替払の迅速化
- (2) 立替払金の求償

6 納骨堂の運営業務

第3 業務運営の効率化に関する事項

- 1 機構の組織・運営体制の見直し
- 2 一般管理費、事業費等の効率化
 - (1) 業務運営の効率化による経費削減
 - (2) 給与水準の適正化等
 - (3) 随意契約の見直し
 - (4) 医業未収金の徴収業務の効率化

3 労災病院の在り方の総合的検討

4 保有資産の見直し

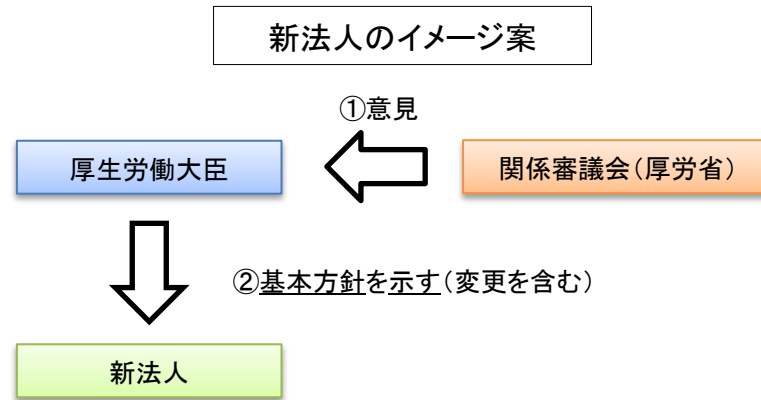
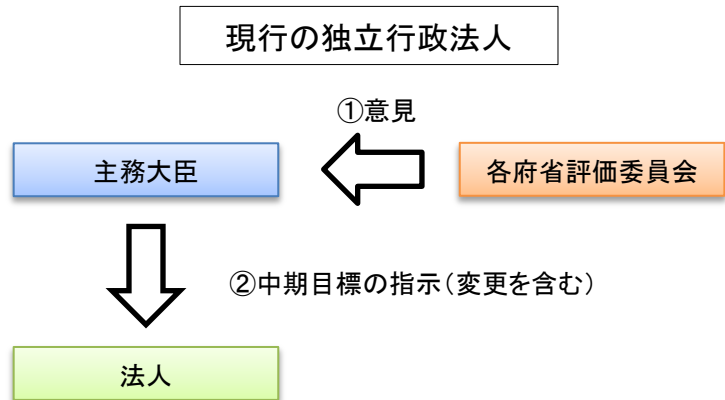
第4 財務内容の改善に関する事項

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止
- 2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止

1. 基本方針の提示

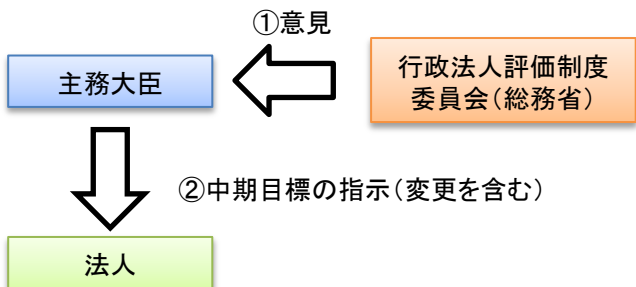
【検討の視点】 医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重し、法人の機能をより効果的に発揮するため、
①国からは詳細な指示を行うのではなく、基本的な方向性(基本方針)を示すこととしてはどうか。
②基本方針の策定に当たっては、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会の意見を聴くこととしてはどうか。



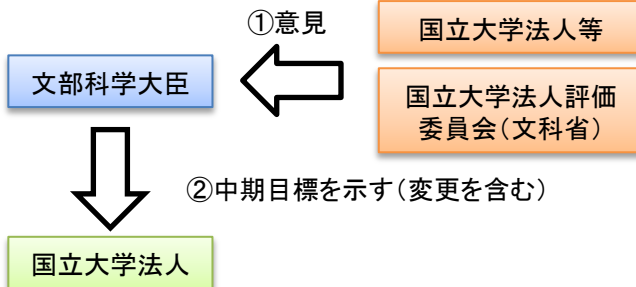
- 「基本方針」は、以下の内容を想定。
 - ・ 政策医療等の実施、臨床研究、教育研修等についての基本的な方向性を示す。
 - ・ 医療機関全般に求める事項(患者の目線に立った医療の提供、安心・安全な医療の提供)等については、基本方針には規定せず、法人の自主性・自律性に委ねることとする。
- 「基本方針」は必要に応じて見直す。

(参考) 他法人の例

【中期目標行政法人】



【国立大学法人】



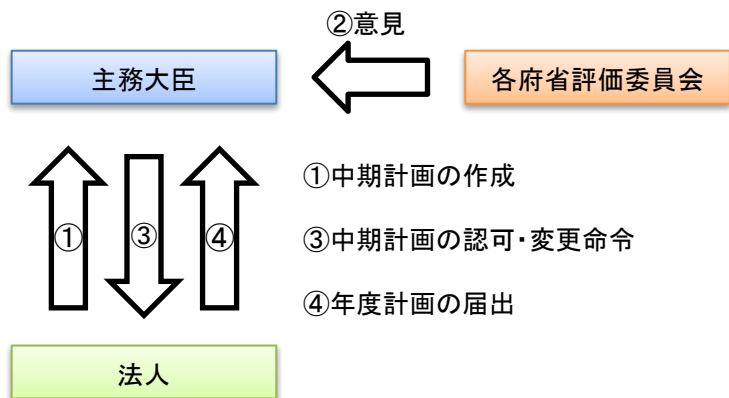
【日本赤十字社、社会医療法人】

(規定なし)

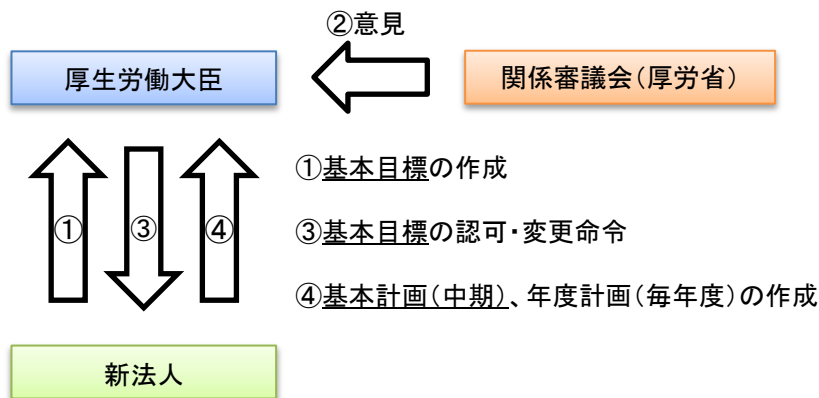
2. 法人による基本目標、基本計画、年度計画の作成

- 【検討の視点】
- ①法人が、国の示す基本方針に基づいて「基本目標」を作成し、国の認可を受けることとしてはどうか。
 - ②法人が自ら定めた基本目標を踏まえて、中期的な「基本計画」及びそれに基づく毎事業年度における「年度計画」を作成することとしてはどうか。
 - ③基本目標の認可に当たっては、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会の意見を聴くこととしてはどうか。

現行の独立行政法人



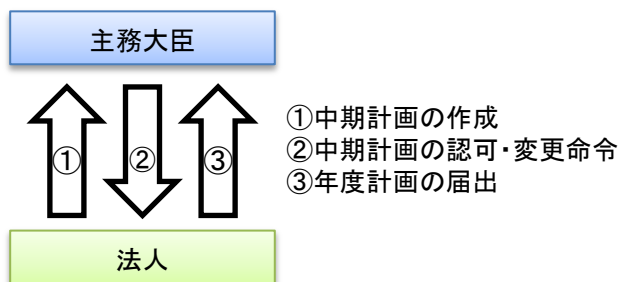
新法人のイメージ案



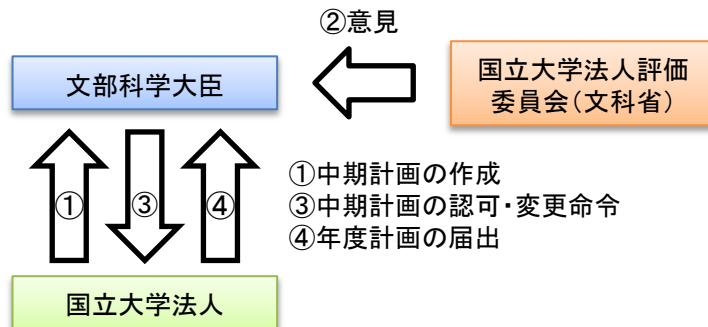
- 法人は、「基本目標」として、基本方針に基づき、当該法人が達成すべき業務運営に関する目標を作成するものとし、必要に応じて見直す。
- 法人は、「基本計画」として、基本目標に基づき、当該目標を達成するための計画を作成する。
- 法人は、「年度計画」として、基本計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を作成する。

(参考) 他法人の例

【中期目標行政法人】



【国立大学法人】

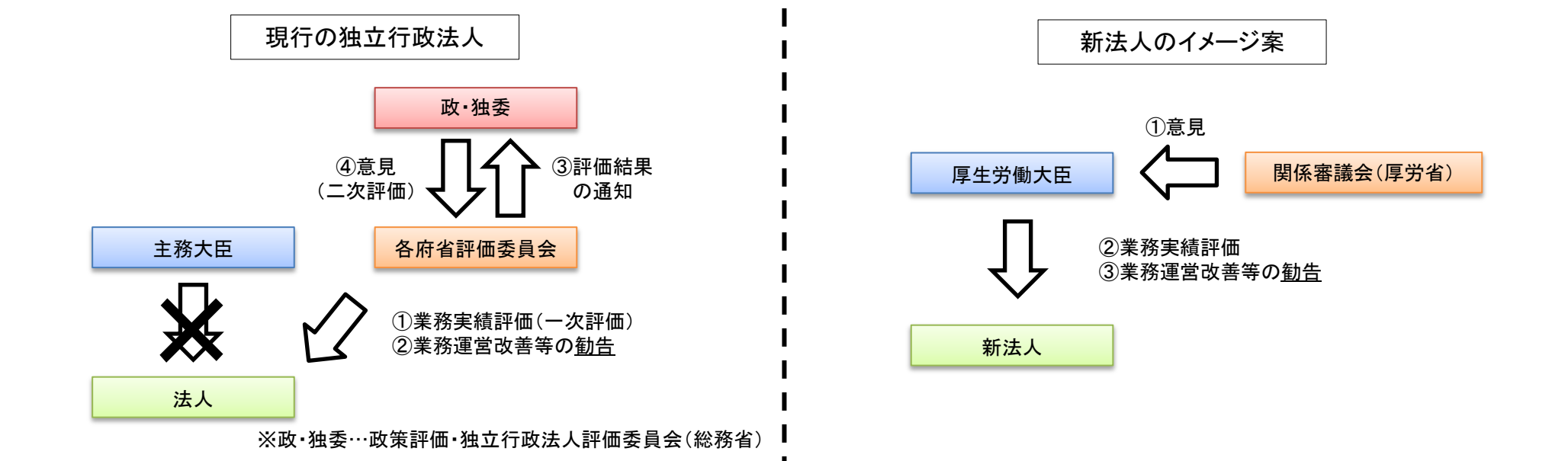


【日本赤十字社、社会医療法人】

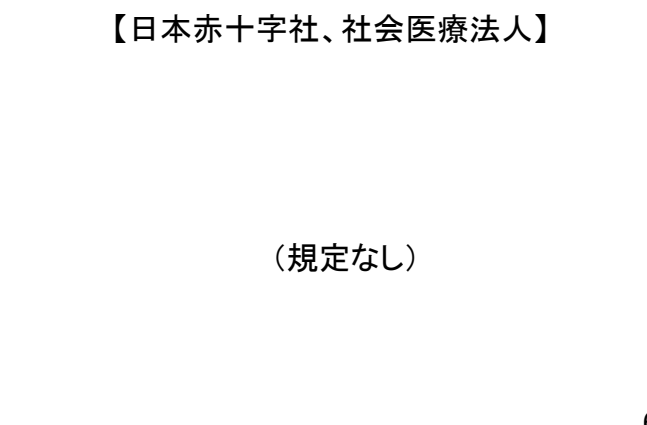
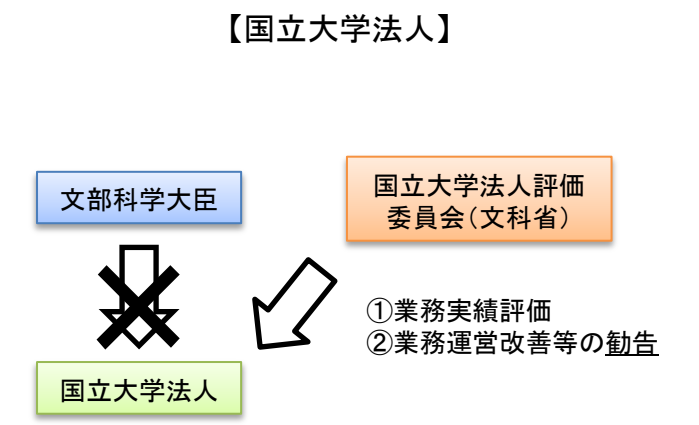
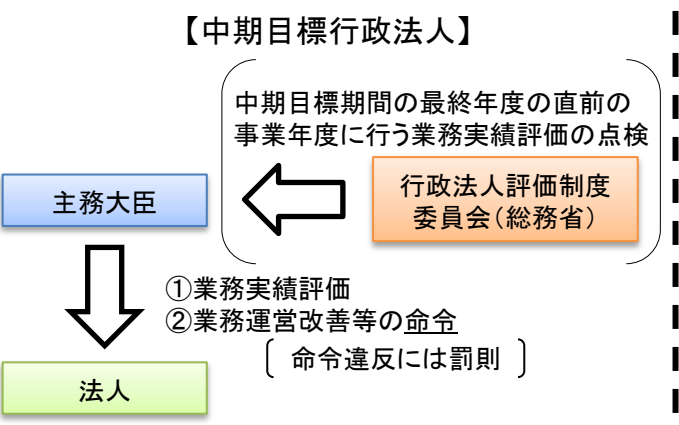
(規定なし)

3. 業績評価の実施、評価結果を踏まえた業務運営の改善の勧告

【検討の視点】①主務大臣が評価に関与しない現行制度ではなく、政策責任者たる厚労大臣が、法人の業務運営の状況の評価することとしてはどうか。
 ②評価の結果に基づく業務運営改善の措置については、法人の自律性を促すため、命令ではなく勧告としてはどうか。
 ③評価に当たっては、第三者チェックの仕組みとして、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会から意見を聴くこととしてはどうか。

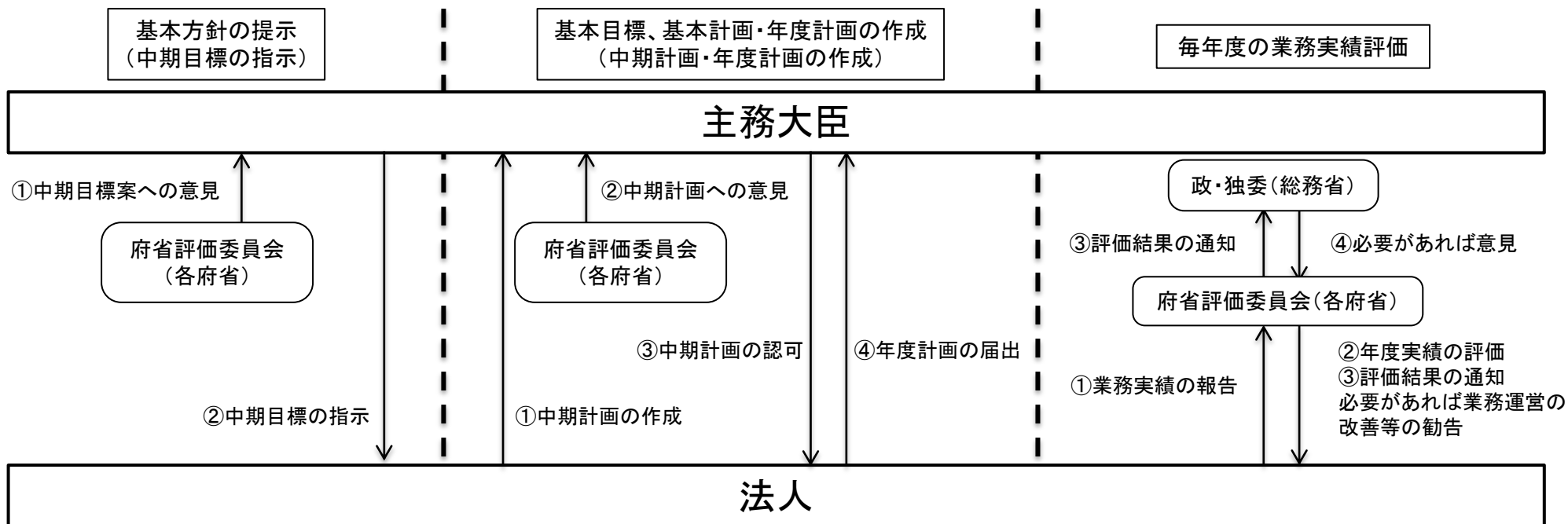


(参考) 他法人の例



新法人の目標・評価の仕組みのイメージ案

現行の独立行政法人



新法人のイメージ案

